

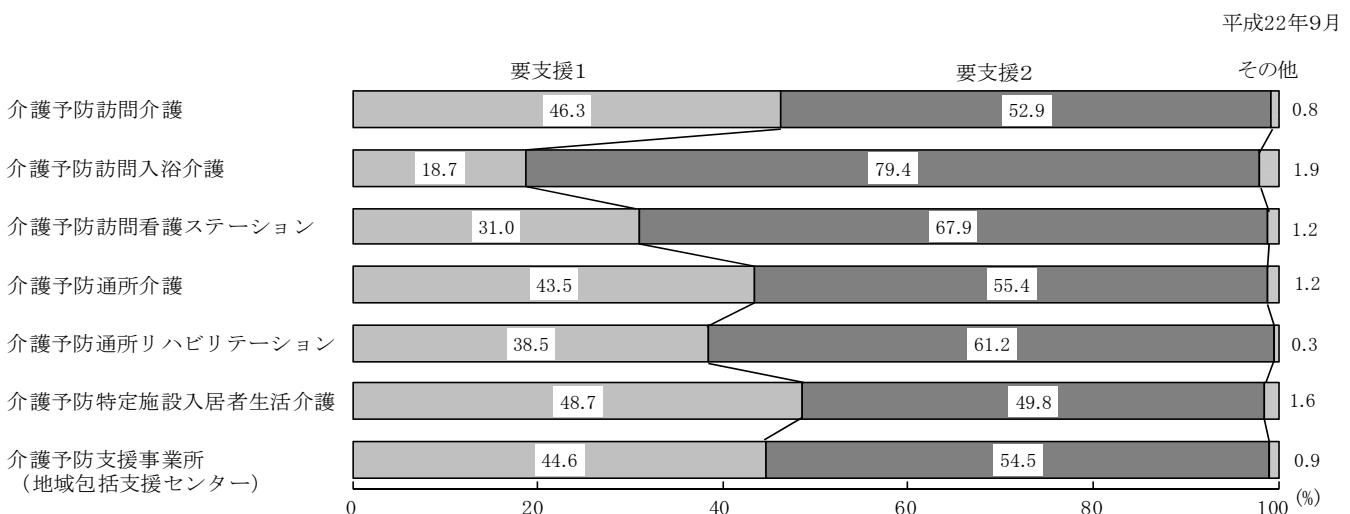


## (2) 要介護（要支援）度別利用者の構成割合

介護予防サービスの要支援度別利用者の構成割合をみると、「要支援2」が多くなっている（図2）。

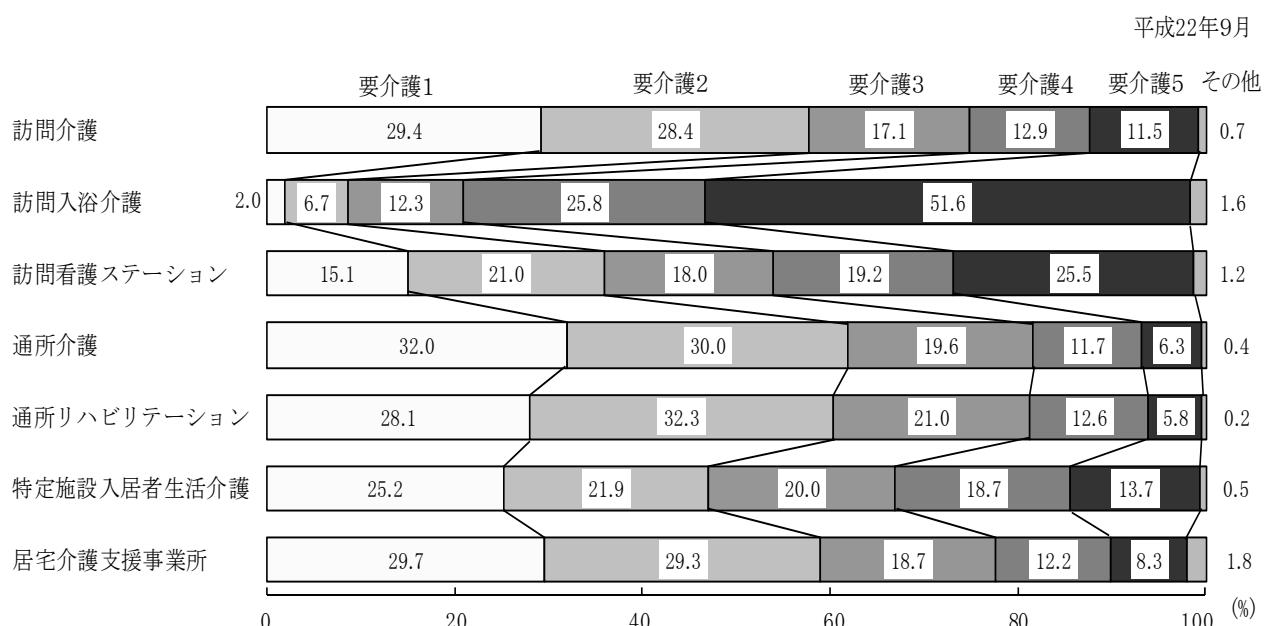
介護サービスの要介護度別利用者の構成割合をみると、訪問入浴介護、訪問看護ステーションでは「要介護5」が最も多くなっている（図3）。

図2 介護予防サービスの種類別にみた要支援度別利用者の構成割合



- 注：1) 「その他」は要支援認定申請中等である。  
2) 介護予防訪問看護ステーションには、健康保険法等のみによる利用者を含まない。  
3) 介護予防特定施設入居者生活介護は9月末日の利用者である。

図3 介護サービスの種類別にみた要介護度別利用者の構成割合



- 注：1) 「その他」は要介護認定申請中等である。  
2) 訪問看護ステーションには、健康保険法等のみによる利用者を含まない。  
3) 特定施設入居者生活介護は9月末日の利用者である。

### (3) 9月中の利用者1人当たり利用回数

平成22年9月中の利用者1人当たり利用回数をみると、小規模多機能型居宅介護が28.9回、訪問介護が16.9回となっている（表5）。

表5 介護予防サービス・介護サービスの種類別にみた9月中の利用者1人当たり  
利用回（日）数

		各年9月中	
		平成22年	平成21年
介護 予防 サー ビス	介護予防居宅サービス事業所 (訪問系)		
	介護予防訪問介護	6.2	6.0
	介護予防訪問入浴介護	4.1	4.2
	介護予防訪問看護ステーション (通所系)	4.0	3.9
	介護予防通所介護	5.6	5.4
	介護予防通所リハビリテーション	5.8	5.7
	介護老人保健施設	5.9	5.8
	医療施設	5.8	5.6
	(その他)		
	介護予防短期入所生活介護	5.2	5.3
介護 サ ー ビ ス	介護予防短期入所療養介護	4.9	4.8
	介護老人保健施設	4.9	4.8
	医療施設	5.6	4.9
	介護予防地域密着型サービス事業所		
	介護予防認知症対応型通所介護	5.5	5.0
介護 サ ー ビ ス	介護予防小規模多機能型居宅介護	15.0	14.9
	居宅サービス事業所 (訪問系)		
	訪問介護	16.9	16.1
	訪問入浴介護	4.7	4.7
	訪問看護ステーション (通所系)	6.0	5.8
	通所介護	8.5	8.1
	通所リハビリテーション	8.2	8.0
	介護老人保健施設	8.2	8.1
	医療施設	8.2	7.9
	(その他)		
	短期入所生活介護	9.4	9.3
	短期入所療養介護	7.2	7.4
	介護老人保健施設	7.2	7.4
	医療施設	8.1	7.5
地域密着型サービス事業所			
	夜間対応型訪問介護	5.4	5.0
	認知症対応型通所介護	9.5	9.0
	小規模多機能型居宅介護	28.9	27.9

注：1) 介護予防訪問看護ステーションには、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

2) 訪問看護ステーションには、健康保険法等の利用者を含む。

3) (介護予防)短期入所生活介護は、空床利用型の利用者を含まない。

4) (介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護の「1人当たり利用回数」は「1人当たり利用日数」である。

#### (4) 認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）の状況

認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）数の構成割合をみると、「1ユニット」が39.6%、「2ユニット」が54.2%となっている。また、平均ユニット数は1.7ユニットとなっており、1ユニットあたりの定員は8.9人となっている。（表6）

表6 経営主体別にみた認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）の状況

平成22年10月1日現在

事業所数	構成割合(%)			平均 ユニット数	1ユニット 当たりの 定員(人)		
	共同生活住居（ユニット）数				1ユニット	2ユニット	
総数	100.0	39.6	54.2	6.2	1.7	8.9	
地方公共団体	100.0	91.7	8.3	-	1.1	8.8	
社会福祉法人	100.0	52.5	42.4	5.1	1.5	8.9	
医療法人	100.0	34.3	56.5	9.3	1.8	8.9	
社団・財団法人	100.0	47.1	41.2	11.8	1.6	8.8	
協同組合	100.0	69.4	30.6	-	1.3	8.7	
営利法人（会社）	100.0	32.7	61.2	6.1	1.7	8.9	
特定非営利活動法人(NPO)	100.0	65.2	33.0	1.8	1.4	8.8	
その他	100.0	57.1	33.3	9.5	1.5	8.7	

注：共同生活住居（ユニット）とは、認知症の状態にある要介護者が共同生活を営むべき住居をいい、居室、居間、食堂、台所、浴室等の設備のあるものをいう。